

# 水道事業・公共下水道事業等の経営戦略（改定素案）の概要

## 1 趣 旨

水道事業・公共下水道事業等の中長期的な経営の基本計画として、令和元年9月に策定（一部改定）した経営戦略について、これまでの状況を踏まえつつPDCAサイクルを通じて質を高めていくため、時点修正（最新化）するとともに使用料改定に関する方針変更等を反映し改定します。

## 2 対象事業

### (1) 1回目の改定を実施する事業

- ① 水道事業（大垣・墨俣地域）
- ② 簡易水道事業（上石津地域）
- ③ 公共下水道事業（大垣・墨俣地域）

※ 計画期間は、各事業とも令和2年度から令和11年度までの10年間

### (2) 2回目の改定を実施する事業

- ① 特定環境保全公共下水道事業（上石津地域）
- ② 農業集落排水事業（上石津地域）
- ③ 小規模集合排水処理事業（上石津地域）

※ 計画期間は、各事業とも平成29年度から令和11年度までの13年間

## 3 背 景

地方公営企業については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められています。

こうした中、国は、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要であるとの見地から、各地方公営企業に対し、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を令和2年度までに策定するとともに、策定後は、令和7年度までに改定するよう要請しています。

## 4 経営戦略の主な内容

### (1) 経営戦略の基本的な考え方

- ① 企業及び地域の現状と将来見通しを踏まえ、経営健全化のための効率的な取組方針が示されている。
- ② 計画期間は10年以上を基本とし、計画期間中に必要な住民サービスを提供することが可能となっている。
- ③ 投資試算などによる支出と財源試算による収入が均衡した形で、「投資・財政計画」が策定されている。

### (2) 経営戦略の概要

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| ① 事業概要    | ④ 投資・財政計画（収支計画）  |
| ② 将来の事業環境 | ⑤ 事後検証、改定等に関する事項 |
| ③ 経営の基本方針 | ⑥ 原価計算表          |

## 5 改定の主な内容

### (1) 時点修正（最新化）について

次の事項に重点を置いて、経営戦略の時点修正（最新化）を実施しましたが、各事業の事業環境や経営の基本方針（使用料改定の実施時期を除く）については、令和元年度に策定（一部改定）した現行の経営戦略から大きな変更はありません。

- ① 最新の人口・世帯数・水需要等の動態予測を反映した料金・使用料収入の再算定
- ② 今後の水需要等の減少傾向と施設更新の増加を考慮した、建設改良計画の見直し
- ③ 直近の実績を加味した上で、物価上昇等を考慮した経費増等の反映

### (2) 使用料改定に関する方針変更について

現行の経営戦略では、水道事業以外の各事業について、令和2年を1回目として、令和5年に2回目、令和8年に3回目の使用料改定を実施することとしていましたが、昨今の物価高騰に伴う市民生活の負担増を鑑み、2回目以降の使用料改定に関しては、当分の間延期することとしました。

ただし、経営戦略の計画期間内に、各事業が掲げる目標（基準外繰入金の解消など）を達成するためには、計画の最終年度である令和11年度までに予定している使用料改定を実施することが必要ですので、当初の予定通り2回に分けて実施する想定で最大限延期し、その時点での社会・経済情勢次第ではありますが、令和8年に2回目、令和11年に3回目の使用料改定を実施することとしています。

## 6 各事業経営戦略（改定素案）の概要

### (1) 水道事業（大垣・墨俣地域）

#### ① 将来の事業環境

給水人口や水需要の減少による料金収入の減少や、電気料金など物価の高騰に伴う経費増はあるものの、料金改定をすることなく、引き続き安定した経営が維持できる見込みです。

#### ② 経営の基本方針

アセットマネジメント手法による現有資産の状況把握と中長期的な水道施設全体の更新等課題を踏まえ、事業運営の徹底した効率化、経営健全化に努め、引き続き、安定した経営に取り組みます。

### (2) 簡易水道事業（上石津地域）

#### ① 将来の事業環境

市町合併以後、老朽化した施設を集中的に改良・改善してきた結果、建設費に対する元利償還金の増加と、人口減少による使用料収入の減少により、一般会計からの赤字補てんが今後一層増加することが予想されます。

#### ② 経営の基本方針

元利償還金の負担が令和5～8年度にピークを迎える中、上石津地域の急激な人口減少により使用料水準の維持が困難であることから、基準外繰入金解消のため、令和2年の使用料改定（+8.0%）に引き続き、令和8年及び令和11年の計2回、それぞれ+8.0%（合計で+16.6%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。

### (3) 公共下水道事業（大垣・墨俣地域）

#### ① 将来の事業環境

令和2年に6.0%の使用料改定を行いましたが、いまだ適正な使用料水準には達しておらず、建設費に対する元利償還金を賄いきれていない状況です。

#### ② 経営の基本方針

多額の基準外繰入金に依存している状況で、経費回収率100%を目指し、国の定める適正な使用料単価である150円/m<sup>3</sup>に向けた段階的な使用料改定の途上にあることから、基準外繰入金解消のため、令和2年の使用料改定（+6.0%）に引き続き、令和8年及び令和11年の計2回、それぞれ+6.0%（合計で+12.4%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。

#### (4) 特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・小規模集合排水処理事業

(上石津地域)

##### ① 将来の事業環境

令和2年に3.0%の使用料改定を行いましたが、依然として使用料によって維持管理費が賅えていない状況の中、今後、人口減少による使用料収入の減少は進み、一般会計からの赤字補てんが一層増加することが予想されます。

##### ② 経営の基本方針

従前より多額の基準外繰入金に依存している状況であるうえ、上石津地域の急激な人口減少による使用料収入の減少により、その規模は今後ますます大きくなることから、基準外繰入金削減のため、令和2年の使用料改定（+3.0%）に引き続き、令和8年及び令和11年の計2回、それぞれ+3.0%（合計で+6.1%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。